

株式会社沖縄三越に対する再生支援の完了について

2016年2月26日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2014年8月1日に株式会社地域経済活性化支援機構法第25条第4項に規定する支援決定を行い、スポンサーである株式会社リウボウホールディングスと協力して再生支援対象事業者の事業再生を進めてまいりましたが、その再生に一定の目途が立ち、かつ、実務面での引継業務が全て終了したことから、本日、当該再生支援対象事業者に係る全ての業務を完了することとしましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社沖縄三越

注：株式会社沖縄三越は、2014年10月1日付で、株式会社リウボウ商事に商号変更しております。

2. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整、出資、融資、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

※公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再建に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上